

『御堂閥白記』における裏書の竄入について

——長和五年五月二十六日条の場合——

花 井 滋 春

はじめに

廿五日、戊辰。渡小南。左中弁官奏。右大臣参入、申位禄文。又定賑給使、『右三位中將云、故右京進致行妾家、行大学助至孝、件入女宅、從濟政宅人來、件打至孝云、仍又從家遣人、件男被殺死去云々』、奇間、一両上達部相示云、此南陣下如死者臥地者、驚以左尉宗相令問、日記持來、右府牛童打忠職牛飼者、廿六日、己巳、『三位中將來、昨日女宅濫行事申無實由、仍逐立了、又有共下人捕令候、入夜觀峯法師令申、件致行妾觀峯所縁者也、而為檢違使被召籠者、召問宗相、申云、件女宅事、依別當仰、日記申事已了、至女事便不知者、但日記後件宅仰刀祢等令守護、件刀祢來申云、件宅三位中將者數多來云々、仍宗相・宣明等令尋件女、還來申云、件在近衛御門觀峯宅、但彼本宅無一物損亡者』、

(『御堂閥白記』長和五年五月二十五日、二十六日)

右の引用は大日本古記録本『御堂閥白記』長和五年五月二十六日、二十七日条の全文である(問題とする箇所は『』で囲んである)。これを読むかぎり、人物関係に些かの分かり難さは残るもの、概ね理解に支障となる部分はなかろう。今、試みに両日に起つた事件を箇条書きにして、その経過を確認しておこう。二十五日、道長は息子・三位中將(能信)より、次のような報告を受けている。

- ① 故右京進藤原致行の妾宅に大学助至孝が押し入った。
- ② 濟政宅より人が来た。
- ③ 至孝が打ち据えられている、との報告が能信に入る。

『御堂閥白記』における裏書の竄入について

- ④ 能信は家人を送つて加勢した。
⑤ 派遣された家人は斬り殺された。

以上が能信の道長に對して行つた報告である。道長は訝しげ（原文「奇間」）に思いつつも、能信の報告通りに日記している。しかし、その翌日二十六日になると、聊か様相が異なつてくる。

- ⑥ 能信が再訪し、昨日の事件については、自分の関与するところではないと釁明。
⑦ 道長は、怒つて能信を追い出した。
⑧ 能信の従者及び隨身を下手人として捕縛させた。
⑨ 夜に入つて、觀峯が道長を訪ね、檢非違使の非を訴えた。
⑩ 観峯は致行の妾は自分の娘であり、檢非違使に召籠められたという。
⑪ 道長は宗相を召して事の顛末を尋ねた。
⑫ 宗相の返答は以下の如くであつた。
⑬ 女宅の事件については、檢非違使別當実成の命により、記録が終わつてゐるが、
⑭ 女の件については閑知していない。
⑮ 但し、記録の後、刀祢に命じて女宅を守護させたところ、
⑯ 刀祢は彼の宅には三位中將の者が多数來集してゐる旨を報告した。
⑰ 報告を聞いた道長は宗助・宣明に命じて、觀峯女を搜索させた。
⑱ 帰着した者の報告によれば、娘は觀峯宅に在るが、
⑲ 邸宅は一物なく損亡していたという。

以上が、兩日の事件のあらましであり、この記述をみる限り、細かな部分をのぞけば、疑問となるところはない。しかし、同じ事件を記述している『小右記』及び、『左經記』を合わせ読むとき、不可解な部分が生じざるを得なくなるのである。次に両書を引用してみよう。

今日、大學助大江至孝推入威儀師觀峰女宅（①）、欲強姦、彼法師加制止之間、已以筆攢、至孝以從者令申右三位中將能信、能信遣雜人等（④）、欲打調法師之間、已遁去、弟子法師抜刀突殺亂入者一人（⑤）、中將家人数多重來（⑯）、搜取宅內財物等、曳出觀峰女、將向中將家、自途中帰遣、其

後使官人等依別當仰、馳向亂行所、追捕下手法師、此間宅内如掃一塵無遺云々 (19)

(『小右記』長和五年五月二十五日条)

或語云、故右近進藤原棟材家仁、大學助大江至孝入來 (1)、取領宅主、如之間、本宅雜人等出加制止、擄留至孝、仍右三位中將遣家人等、打奪至孝之間 (4)、三位中將御雜色被突殺 (5)、仍數多之人々來集之間 (16)、宅内雜財物等盡紛失者 (19)、又檢非違使等來向宅、追捕下手云々。

(『左經記』長和五年五月二十五日条)

右は、「御堂関白記」の記事と一致している部分に傍線を施し、該当する番号を付したものであるが、気に掛かるのは「御堂関白記」(9)～(19)に対応する部分である。「御堂関白記」によれば、翌日夜に觀峯が道長を訪ね、自分の娘が検非違使に捕縛されている旨を訴え、探索の後に娘の在宅と調度の略奪が判明したことになっている。ところが、「小右記」では、娘および財物の略取は同日夜のこと（「搜取宅内財物等、曳出觀峰女、將向中將家、自途中帰遣」）であり、しかも娘は途中で解放されているのである。もし、これが事実であつたとするならば、觀峯は奪われた娘の探索に一日を費やし、困り果てた後に道長を訪ねたのであらうか。それにしても、宣明等が娘を觀峯宅で発見したのも不可解であるし、又、途中で解放された娘は一日どこで、何をしていたのであらうか。付言すれば、觀峯の来訪を機に初めて、財物の略奪が判明するというのも釈然としない。

言うまでもなく「御堂関白記」は具注曆であり、道長自筆本をみると、当日枠に書ききれない部分は紙背に書かれている。^(注2) 当日分のスペースは大日本古記録本でいうとほぼ四行分に相当する。一定している訳ではないが、四行約一六〇字を前後する字数を境にして裏書になる場合が多い。二十五日条が約一三〇字であることを考えると、二十六日条の「入夜觀峯法師令申」以下の文 (9)～(19) は、実は二十五日条の裏書だった可能性も出てくるのである。つまり、自筆日記では二十五日の裏書だった部分 (9)～(19) が古写本の書写者が二十六日の記事として写し誤ったのではないか、という疑問である。①～⑯までを同日の内容とすれば、「小右記」「左經記」の記事とも矛盾せず、理路整然とした内容になる。

本稿はこの二十五日、二十六日条の裏書竄入の問題を考察しながら、舌足らずの表記・表現、誤写が新たな想像力を生み出していく過程を追つてみた。^(注3)

一 事件と各邸宅間の位置関係

『御堂関白記』二十五日条は一見するとそれほど難解な文章には見えないが、記述された内容についての整合性を求めていくとなかなか難渋する表現となつてゐる。これは、読者を予想して対象者の理解の範囲を推し量りながら記述していく種類の日記ではなく、道長自身の備忘録的な日記であることにその理由の一半があり、ために二十五日条に限つた問題ではないのであるが、それにしても簡潔・覚え書き風に過ぎる表現であると言わざるえない。例えば、「従済政宅人来」にしても、筆者は「済政宅の者が能信のところに事件の報告をしにやつて來た」と解したが、「済政宅の者が觀峯娘宅に応援に駆けつけ、至孝を殴打している」と解することも可能である。同様に、済政宅と觀峯娘宅、能信宅の位置関係はどうなのであろうか。人が短時間に行き来できるような距離だつたのであろうか。能信は何故、至孝に加勢したのであろうか。このような疑問が次々に出てくるのである。そこで、問題に入る前に、『小右記』『左經記』を参看しながら、同日条の正確な理解と事件の真相についてできる限り、明らかにしてみたい。

事件を整理していく上で不可欠なのが、家の位置関係と人物の関係である。はじめに、家の位置関係からはじめよう。

(1) 觀峯娘宅

まず、事件の現場となつた觀峯娘宅であるが、彼女がどこに住んでいたのかは必ずしも明確ではない。ただ、彼女の所在を探索した宣明の報告には「件在近衛御門觀峯宅」(『御堂関白記』二十六日条)とあり、彼女がこの時近衛御門の觀峯宅にいたことが知られる。これが彼女の邸宅そのものであるのか、あるいは一時的に避難していた父觀峯宅であつたのかは定かでない。しかし、至孝が侵入したときに『左經記』は、「取領宅主、如之間、本宅雜人等出加制止」(『左經記』二十五日条)と記しているように、「本宅」から制止の雜人が来ており、それが『小右記』(「彼法師加制止之間、已以挾攫」二十五日条)によつて觀峯であつたと推察されるのである。従つて『左經記』『小右記』を合わせると娘の住居は觀峯の敷地内あるいは極めて至近距離にあつたか、さもなくば觀峯宅に同居していたものと思われる。さて、その位置であるが、先に引用したように觀峯宅は「近衛御門」に位置している。近衛御門は言うまでもなく宮城外郭十二門の一つで、陽明門の別称である。門を入つて右側に左近衛府があつたことから近衛御門と称された(「陽明

門山氏造之、五間門、北端」『拾芥抄』中、卷十九・諸名所部)もので、その位置は近衛大路と大宮大路の交わる西側に位置している。娘宅もその近隣ということになる。しかし、『御堂閑白記』では、「近衛御門」と記すときには明子宅・高松殿を指すことが多い。例えば、小一条院・敦明親王が道長娘と結婚した寛仁元年十一月二十二日条には「此夜小一条院^{敦明親王}御近衛御門」(『御堂閑白記』)と記述されているが、この「近衛御門」が明子宅「高松殿」であることが『小右記』(「院今夜可坐高松云々」)『左經記』(「小一条院今夜始御高松殿云々」)から知られる。逆に、陽明門あるいは近衛大路を指す場合は「陽明門」、「陽明門」、「陽明大路」と表記している。^(注4)「近衛御門」が高松殿を指さないのは寛弘元五月十一日「鴨河上方從一條至近衛御門未落水」、寛弘元年二月十六日「退出、與内大臣從出西近衛御門、參円融院御八講結願」、当該例を含めても三例のみである。寛仁元年(二月十六日)の一例を除けば、残りの「近衛御門」の用例はすべて高松殿もしくは高松殿付近を指すものと考えても良さそうである。当該例を高松殿付近とすると後述するように済政・能信・公季等の人的動勢がすつきりと諒解される。尚、高松殿は左京三条三坊三町(「高松殿^{東跡小路北西隅院}」『拾芥抄』中、卷十九・諸名所部)にある。

(2) 至孝宅

次に至孝宅であるが、これについては『御堂閑白記』長和五年五月二十八日条に「又至孝真家近別當」とあることから、検非違使別当藤原実成の邸宅に近接していたことが知られる。しかし、実成の邸宅がどこにあったのかについては明らかではない。

実成の父・公季が閑院第を買収したことは長保三(1002)年四月二十一日の記録(「又與昨日人々同車見物、帰宅之便見閑院故大納言家、今日内府被買領」『權記』)に見える。以降、能信に譲渡する万寿四(1027)年までの三十年近く、彼は閑院に住んでいたのであるが、息子の実成もまた、自分の小宅と閑院とを行き来していたのではないかと推測される。

大納言能信移閑院、主人太相府度息右衛門督実成家、件家無四足門屋、仍相府忽造之云々、世云、太相府忽出閑院、渡住小宅、可奇事也、一生間不可去閑院、雖附屬能信卿、相共住可宜、太相國其任重、抛旧居移小宅、似忘當時、後代謗訕、此大僧正深覺所難の詞、亦復此如。

(『小右記』万寿四年八月十日)

右は、公季が孫娘の婿・能信に閑院を譲つて、息子・実成の小宅に移り住んだときの実資の伝聞である。世評の賛同しがたい雰囲気が良く伝わつてくる文であるが、一体、世間は何を「奇事」としたのであろうか。それは、おそらく公季が能信と共に住まなかつたことではあるまい。閑院に等しい

規模の別邸に移り住んだのであれば、決してこのような思いは抱かなかつたに違いない。移居した先が、閑院ほどの名邸宅から四足門すらない「小宅」に移つたという、その落差故に他ならない。つまり、息子の実成ですら、寓居としてかりそめに身を寄せる小庵であつたからこそ、世間の人々が「奇事」に感じたのである。公季が「閑院」（『尊卑分脈』）と称されたのは半生近くを閑院で過ごしたことからも当然であろうが、その息子の実成までもが「三条閑院」（『諸家伝』）「閑院帥」（『扶桑略記』）と称されたのはどうしたことであろうか。つまり、実成にしても公季同様、正式な邸宅は閑院だつたのであり、時に息抜きをする小庵こそが『小右記』の云う「小宅」だったのである。以上、実成の邸宅は二件、一件は本邸と目される「閑院」、そしてもう一件は隠れ家的な「小宅」である。ここで押さえておくべきことは至孝の家が実成邸に近接していたということである。おそらくそれは、後述するよう閑院とかかわるであろうことを言い添えておきたい。

（3）能信邸

能信は道長の四男であり、彼の母は高明女・明子である。高松殿は明子が伝領しており、能信も幼少時には高松殿に居たであらうと想像されるが、寛弘三（一〇〇六）年の元服後、どこに住んだかははつきりしない。しかし、前述したように彼は万寿四年に婚姻関係にあつた実成娘との縁で、閑院を譲渡されている。従つて、それ以前から閑院には度々通つていたものと思われる。

実成には能信室（姉）と源頸基室（妹）の二人の娘がいた。^(注6) 実成長女と能信との結婚がいつごろなされたのかははつきりしないが、頸基に嫁した妹が治安元（一〇二一）年に資綱を産んでいる（『尊卑分脈』）ことからすると、能信が姉の所に通い始めたのは、おそらくそれ以前であらうかと推察される。又、後述するところではあるが、觀峯娘宅に乗り込んで狼藉を働いた能信の隨身が公人であることを理由に代人を立てることで下獄を免れているが、これについて実資は「依^ニ別當之縁^ニ可^レ有^レ用意」と、両者の血縁関係によつてなされた配慮であると述べており、既にこの時点での婚姻が成立していたものと考えてよさそうである。従つて、この時点では、能信は実成娘の居所（閑院）に通うようになつており、やがて公成（実成男）の娘・茂子を養女として迎えてから正式に能信に譲渡されたのではないかと思われる。閑院がやがて茂子腹の白河天皇へと伝領されていくのもそうした経緯によるものと思われる。

閑院は「三条南、西洞院西、冬嗣大臣家、又右大将朝光家、金岡置水石云々、公季卿伝領、本主備後守致忠」（『二中歴』）とあるように、左京三条二坊十五・十六町に位置し、高松殿（左京三条三坊三町）とは三条坊門小路を挟んで斜向かい（北西・東南）に相対している。

(4) 濟政邸

源濟政邸が三条院に近接していたことは『御堂闕白記』や『栄花物語』から知られる。新造なつた三条院第に三条院と中宮・妍子は、移御するに先だつて一時濟政邸に仮宿したと『栄花物語』にはある。

三条院も今は出で来ぬれば、うるはしき儀式にもなくして、夜を昼に急ぎ渡らせ給ひぬ。宮はその院近き程に、讚岐守濟政の朝臣の家に渡らせ給ひぬ。枇杷殿の焼けしをりのままに、命婦の乳母、里より菊に挿してまゐらせたり、

古ぞいとど恋しきよそよそにうつるふ色を菊につけても

とあれば、弁の乳母、返し、

菊の花思ひのほかにうつろへばいとど昔の秋ぞ恋しき

さてほどもなく、宮の御前も三条院に渡らせたまひぬ。

しかし、事実は聊か異なつており、三条院崩御の後、四十九日の法要が行われた夜に濟政邸に移御している。

二十七日、甲午、雨降、三条院七々日御法事、有本院件事、事了詣宝興院御八講初、件院焼亡後立新堂。廊等、院御法事新堂具等渡件院用之、件堂今日初申上、以亥時、中宮此濟政宅渡東、仰權大夫三条院置宿人、又院方置人。
（『御堂闕白記』寛仁元年六月二十七日）

右の記述より、濟政邸が三条院の東方、程近いところに位置していたことがわかる。なお、三条院は「左京三条三坊十五町。三条坊門小路北、東洞院大路西」にある。従つて高松殿と三条院の間は、最大でも二町（一丈を二・九八四四五一八メートルとして計算^{注8}すると二三八・七五六一四メートル）しか離れておらず、仮に濟政邸から閑院・高松殿に緊急の用件を告げるには二分とかからなかつたであろうと思われるのである。

二 閑院を中心とした人的交流

さて、これまで事件にかかわった人物たちの邸宅について、濟政邸（三条院東方・左京三条三坊十町あたりか）、閑院（左京三条二坊十五・十六町）、『御堂闕白記』における裏書の竄入について

高松殿（左京三条三坊三町）の位置関係について言及し、事件の勃発に対して救援を依頼したり、加勢したりすることが可能な至近距離に各邸宅が位置していたことを明らかにした訳であるが、もとよりこれで彼らの所在地が確定したわけではない。済政・公季・觀峯・觀峯娘についてはそれぞれ済政邸・閑院・高松殿近隣と考えて良かろうが、それ以外の能信、至孝、実成については、いくつかある居住地の一つとしてそれぞれ高松殿（能信）閑院（能信・実成）閑院近隣（至孝）が充てられているに過ぎないからである。そこで、ここでは事件の経過を辿りながらこれら的人物たちの人的交流と交流の場というものについて考察を深めてみたい。

（1）至孝

事件の中心となるのは言うまでもなく至孝である。生没年・出自ともに未詳であるが、『小右記』『左經記』（長和五年五月二十六日）に「大学助大江至孝」とあることから、わずかに大江姓であることが知られる。古記録の索引等で検索すると、二件該当する個所がある。一つは『小右記』長和四年四月十四日の記事で、権中納言教通邸が焼失したときに、同宿していた大納言公任の使いとして、実資のところに報告に来ている記事である。「大納言使至孝朝臣消息云」とあり、「至孝朝臣」とあることからすると、五位の位にあつたのであろうか。また、もう一つは円融天皇の御忌日による法華御八講時に堂童子を勤めている記事で、このときにも「朝臣」表記（「著御堂座、無堂童子、仍以余前駆永輔朝臣・太皇太后宮大夫前駆至孝朝臣為堂童子」『小右記』長和五年二月十六日）がなされている。いずれも「公任」に従つているようすがうかがわれるが、詳細はわからない。ただ、事件を起こした本年五月条には『御堂閑白記』はじめ『小右記』『左經記』ともに「大学助至孝」とあつて、大学助（正六位相当官）と「朝臣」表記とが抵触するが、同一人物と見ておきたい。

さて、至孝と觀峯女との関係であるが、これについてははつきりした資料がない。強いて繋がりを求めるにすれば、前述したように両者の居住区間が近接していた可能性が高いということであろうか。ただし、それは觀峯娘宅を高松殿付近、至孝宅を閑院の近隣とした場合に限られる訳ではない。觀峯娘宅＝高松殿付近については異論は少ないであろうが、至孝宅＝閑院近隣は一つの可能性であって、限定することは難しい。ただ、人的な動線という意味でいえば、十分に論拠のあるところである。至孝の母は、後述するよう閑院内大臣公季に仕えており、至孝追捕の命が出ているにもかかわらず公季は至孝および至孝母を廐に匿っている（長和五年五月二十八日『御堂閑白記』『小右記』『左經記』）。至孝が、母を通して公季に接近し、閑院に

出入りしていたということは十分に考えられることである。さらに、公季の息子である実成の家と至孝の家は近接しており（同二十八日『御堂闕白記』『小右記』）、別当実成が意図的に至孝の罪を不間に付そうとしたり（同二十八日『小右記』）、至孝逮捕を遅らせたりしているが、これも至孝と閑院父子の深い繋がりを想起させるに十分な論拠であろう。

（2）能信と源済政

至孝と閑院の人的な動線が出てきたところで、能信と済政についても触れておきたい。能信が閑院と繋がりのあることは既に述べたように、能信が実成の娘婿であることによつている。従つて、至孝と能信の関係も閑院を基点とした動線の中に位置づけられるものと思われるが、それでは至孝の危急を能信に報告した源済政についてはどうであろうか。いうまでもなく、済政の父・時中は道長室・倫子の兄であり、その縁ではむしろ道長と近い関係にあつたものと思われる。長和五年時における能信・済政の関連を示す資料はないが、後年済政女と能信男・能長とが結婚しているところをみると、既にこのころから交流があつたのではないかと推測しておきたい。

ところで、冒頭にも触れたところであるが「従済政宅人」が事件でどういう働きをしたのかは「故右京進致行妾家、行大学助至孝、件入女宅、従済政宅人来、件打至孝云」の「云」の受ける範囲をどこまでとするかで大きく異なつてくる。「云」の範囲は次の三通りが考えられる。

- (1) 『故右京進致行妾家、行大学助至孝、件入女宅、従済政宅人来、件打至孝』云。
- (2) 『従済政宅人来、件打至孝』云。
- (3) 従済政宅人來『件打至孝』云。

(1)および(2)では、済政宅の人が致行妾宅に加勢に來、至孝は彼らによつて捕縛されることとなろう。一方、(3)は、済政宅の者が能信家にやつて来て、至孝の危急を報告したことになる。済政・至孝・能信・觀峯・觀峯娘の関係がどのようなものであつたかが、解釈の分かれ目になる。これに関連するものが、觀峯娘の素性である。

彼女の夫を『御堂闕白記』は「故右京進致行」（古記録本注、藤原）とするが、『左經記』（同日条）は「故右近進藤原棟材」とする。また、『小右記』（長和五年六月十八日条）古記録本の注も「藤原棟材」につくる。藤原致行・藤原棟材とともに生没年・出自未詳である。長和五年五月前後において記録類に見られる「致行」はすべて姓を欠いており、次の四人の存在が確認される。

(ア) 藤原致行（当該例、五月二十五日以前に故人となり、右京進を務めた人物で、古記録本の注に藤原とある。『御堂関白記』では、威儀師觀峯女を妾とする）

(イ) 藤原致行（『小右記』寛和四年十一月十一日条に「彼日彼殿家司致行朝臣^云」とある人物で、頤光家司）
(ウ) 中原致行（『中原氏系図』、『栄花物語』もとのしづく勘物、『小右記』万寿元年十月十日条などから右京亮・從五位上・小一条院殿上人で、中原有象男・或致時男）

(エ) 平致行（平致經・平公親らによる春宮坊史生安行殺害事件に連座した人物。六月八日『左経記』治安元年五月十一日、六月八日。なお、『大日本史料』は中原とするが、檍野廣造氏編『平安人名辞典』は平）。

これら四人のうち、長和五年五月以前に故人となつてゐるのは(ア)の「藤原致行」一人である。長和五年以前の「致行」を史料編纂所の「古記録索引」「大日本史料索引」でパソコン検索すると、『小右記』（長和四年八月二十六日）に一例（式部卿宮消息云^{御使致行朝臣}）見られるが、この人物は記事内容から小一条院殿上人の中原致行と思われ、結局、長和五年五月以前に故人となつた藤原致行は唯一『御堂関白記』の一例のみということになる。とするならば、『御堂関白記』の「故藤原致行」を立てるよりは、むしろ『小右記』『左経記』の「故藤原棟材」を立てる方が穩当なかもしない。

なお、檍野廣造氏編『平安人名辞典』では、当該致行に藤原致行（むねゆき、チコウ）・藤原棟材（むねき）・右京少進藤原致興（むねおき、チコウ）の三人を並記し、留保している。致興は源済政の郎党で、長保二年七月、前武藏守藤原寧親の郎党と鬭争・殺害した罪により、翌年捕らえられた人物である。もし、觀峯娘の夫が済政の郎党・致興であつたとするならば、觀峯娘側に加勢する理由が納得されるのであるが、「致興」に宛てる根拠が不明なので、『小右記』『左経記』の棟材説を立て、後年の能信との縁組みを論拠として「済政宅人」が能信宅へ加勢を頼みにいったものと解しておく。このような異動が生じたのは、おそらく道長が「むねき^{棟材}」という音だけで「むねゆき^{致行}」と勘違いして漢字を充てたからであろうと思われる。

(2) 觀峯娘

次に棟材妾・觀峯娘について述べておきたい。觀峯娘及びその居住地について三書は次のように記述している。

(1) 「故右京進致行妾家」（『御堂関白記』長和五年五月二十五日、古記録本傍注藤原）
「件致行妾觀峯所縁者也」（『御堂関白記』同二十六日）

(2) 「威儀師觀峰女宅」(『小右記』長和五年五月二十五日)

「威儀師觀峯女宅藤原棟材妾」(『小右記』長和五年六月十八日括弧内は古記録本注)

(3) 「故右近進藤原棟材家」(『左經記』長和五年五月二十五日)

「宅主」(『左經記』同日)

右の例を見れば明らかのように、今便宜上用いてる観峯娘という表現は、実は『小右記』一書に過ぎないのである。『左經記』は「故藤原棟材家」の「宅主」であり、『御堂関白記』も「故致行妾」である。『小右記』古記録本の注も「棟材妾」としており、これらに共通しているのは、「致行」もしくは「棟材」の未亡人であるということである。そして、観峯が道長に語った『御堂関白記』の内容にしても、それは「観峯の縁とする者」という表現であつて、それがそのまま娘に繋がる訳ではないということである。僧侶である観峯の妻帯は許されないので、便宜上娘としている可能性も考えられるのである。^(註14)娘であるとすれば、それは当然出家する以前であろうが、一体観峯がいつごろ、どういう状況で出家したのかすら、実は不明である。

威儀師觀峯は仁和寺の僧で、寛弘元年十月に、補任を望む十七名の中から選ばれて法隆寺別当となつた。

又申法隆寺別当十七枚下賜、奏三枚、律師澄心・威儀師觀峯・已講定好等也、加人々申詞、即被任觀峯、是從他領寺、依能治也、

(『御堂関白記』寛弘元年十月二十七日)

補任の理由は、右に引用したように、他の者よりも良く寺を治める、能治の才が評価されたからであるというが、彼はこれ以降、法隆寺別当に四度も再任されている。その理由は「能治」ではなく、毎度の「有功」であつた。

此日可定諸寺別當、(中略)法隆寺觀峯、是重任、此度加四任、每任依有功也、此度又同

(『御堂關白記』長和五年五月十六日)

右『御堂關白記』のみならず、『小右記』(同日条)にも「威儀師觀峯重任、云々」とある。実力者である道長にも近侍していたようで、無量寿院の落慶供養(『御堂關白記』寛仁四年三月二十二日)や淨妙寺多宝塔供養(『御堂關白記』寛弘四年十二月二日)等で威儀師を勤めている。仁徳の僧というよりは、むしろ実利的・現実的な能吏という人物像が彷彿とするのであるが、だからといって故棟材の妾II観峯の妾と短絡するにはためらわれる。故棟材の妾が至孝に襲われたとき觀峯は制止に入っている。もう一度原文を挙げてみよう。

大學助大江至孝推入威儀師觀峰女宅、欲強姦、彼法師加制止之間、已以擎攫、至孝以從者令申右三位中將能信、能信遣雜人等、欲打調法師之間、已遁去、弟子法師拔刀突殺乱入者一人、中將家人數多重來、搜取宅內財物等、曳出觀峰女、將向中將家、自途中帰遣、其後使官人等依別當仰、馳向

乱行所、追捕下手法師、此間宅内如掃一塵無遺云々。

一度は至孝を制止・捕らえることに成功したものの、能信家人の加勢によつて形勢が逆転し、身の危険を感じた観峯は娘を置き去りにしたまま「遁去」している。能信家人によつて拉致された娘は、能信宅に向かう途上で解放されている。離ればなれになつた父娘はその後、どうしたのであろうか。『御堂関白記』では、まる一日姿を眩ましていた観峯が、翌日の夜になつてから道長に訴えたことになっている。

そもそも、身の危険を感じたからといって、世の親は実の娘を残したまま遁走するものであろうか。ここに、女を観峯妾とする可能性が生まれるのであろうが、よしんばそれが妾であつたとしても、一日ほつたらかした末に訴え出るというのは腑に落ちない。むしろ、同夜の内に道長の所に駆け込んだとみる方が自然なのではなかろうか。

これに対しても、別解が用意される。つまり、こういうことである。『御堂関白記』によれば、観峯が道長のもとを訪れたのは翌二十六日の夜である。観峯は道長に「女が檢非違使に連行された」と訴えている。それに対して、道長は宗助を召して事情を聞き、

- (1) 宗相による事件の経緯及び能信家人の衆来の報告
- (2) 道長による女捜索の命令
- (3) 女の在宅と財持の略奪

という経過をたどつてゐる。時間的な辻褄を合わせるならば、(1)は二十五日夜の回想、(2)(3)は二十六日当夜のこととなる。ところで、これ以前に、弁解に訪れた能信を道長は勘當している。ということは道長は既に前日に事件の概要を知つていていたはずであるし、一方の観峯も女の無事は知つていたことになる。つまり両者ともに、事の真相を熟知しながらそしらぬ風情で対面し、片や能信の所業を当てこすり、片や観峯の批判を受け流すという腹芸を演じていたことになる訳である。

しかし、検索すればすぐに明らかになるような虚偽の訴え（檢非違使に娘が拉致されたとする）を観峯がするであろうか。それよりは、「入夜観峯法師令申」以下を二十五日に組み入れた方が『左經記』『小右記』との整合性もとれるのではないか。三書を合わせて整理すると、以下のようにならう。至孝が観峯女宅に押し入る。逆に観峯他によつて絡められ、至孝は能信に助力を頼む。能信家人の加勢により形勢は逆転、観峯はその場を逃れる。一方観峯弟子が能信家人を殺害するに及んで、さらに能信方は人數を繰り込み、ついに観峯女及び財物を略奪して引き上げる。その後様子を見るに戻った観峯は女が略奪されたことを知り、道長家に出向き訴えた。能信配下の仕業と知りながら、「檢非違使に捕らえられた」としたのかもしれない。そこで、宗助を呼んで尋問、さらに宗助・宣明に命じて女を探索させ、女の在宅と能信配下の略奪という事態を道長は把握した。そして、翌

（『小右記』長和五年五月二十五日）

日能信を勘当した。

このように「入夜觀峯法師令申」以下を裏書の竄入とみて、二十五日条に戻し同日夜の一連の事とすると極めて筋が通るのである。以下に、翌日以降の事件の経緯を示しながら、別当・実成の捜査がいかに能信・至孝寄りに進められたかを示しながら、觀峯の道長邸来訪の本意に迫つてみたい。

三 事件の顛末

二十六日、己巳、「三位中将来、昨日女宅濫行事申無実由、仍遂立了、又有共^ハ下人捕令候。」

二十七日、庚午、此日市政也、着彼所令召檢非違使等、晚景參、仰、致行家濫行者至孝及入日記三位中将家下人三人令追捕。

二十八日、辛未、還小南、右衛門尉林重親至孝母宅問下女日記持來令申、日記文云、至孝母候内大臣家、至孝若彼殿歟者、以此旨示送別當、又至孝真家近別當、仍未搜檢者、令件■犯人等申不得捕由、仍仰、後々問尋在所可捕者、令仰重、昨日仰官人等、今日返申如何、申云、昨日入夜依不堪追捕、以此曉犯人宅、仍申遲事由、仰云、夜部不申其由、甚無便。

右は事件翌日から三日までの道長の日記である。翌日の能信の弁解に対しても立腹し、能信を勘当、且つ能信の下人を投獄しているところからすると、道長は事件の概要についてほぼ把握していたであろうことが知られる。これは、同じ日の『小右記』『左經記』とも矛盾しない。

今日攝政依^ニ昨乱行事^ヲ、大立腹、勘^ニ當三位中將^ヲ、令^ニ近江守惟憲^ヲ、捕^ニ從者^ヲ、擄^ニ隨身一人^ヲ、中將云、隨身是公人也、其替出^ニ雜色一人^ヲ、攝政命云、下^ニ給獄所^ヲ、依^ニ別當之縁^ヲ可^レ有^ニ用意^ヲ、仍令^ニ縛^ニ籠^ニ廄戸屋^ヲ、

風聞、三位中將被蒙大殿勘責、又擄御共人被下獄所云々、是無故依令犯人家也云々

（『御堂闕白記』長和五年五月二十六日）

『御堂闕白記』『小右記』『左經記』の三書で補完しつつ読み合わせてみると、事件翌日の動きは次のような経過をたどつたものと思われる。能信の弁明に立腹した道長は能信を勘当、且つ能信の手の者の投獄を近江守惟憲に指示した。ところが、投獄されるべき罪人が朝廷より賜つた随身であったので、公人である「隨身」に代わつて「雜色一人」が出された。また、五位は左衛門弓場に拘禁^{〔注1〕}、六位以下は獄、獄政所、便所等に拘禁されることになつてゐるが、別當実成の配慮によつて廄戸屋拘禁となつた。その故は「別當之縁」つまり、能信が娘婿であることに由来するという。また、能信下人が逮捕されたのは觀峯娘宅に正当な理由無く押し入つて狼藉を働いたから（「是無故依令犯人家也」）であつたということである。

『御堂闕白記』における裏書の竄入について

次に、二十七日はどうであろうか。『御堂閣白記』によれば、当日は晩景に参上した検非違使に觀峯娘宅に乱行を働いた至孝および能信下人三人の追捕を命じている。同日の『小右記』『左経記』は、

二十七日、庚午、（中略）、依召參攝政殿、仰云、今日着[#]故、了檢非違使等有可參入之仰、仍召遣了、依一日鬪亂事、可被召問云々、

二十七日、庚午、（中略）、伝聞、頭中將蒙仰、召檢非違使等、仰可捕進大學助至孝之由云々

のよう、さしたる記事はみられないが、『小右記』二十八日条に「昨日」のこととして追加の記録が見える。

二十八日、辛未、（中略）資平云、昨日檢非違使等依召參攝政殿、以資平被仰左右衛門佐云、一日使官人称別當宣、不糺強姦事、行他行、理不可然、以行其事之官人四人、可令弁進失物、其外官人等夜中可追捕進大學助至孝者、

晩景に参上した檢非違使に対して、道長は三つのことを述べている。事件当日に派遣された檢非違使は別当の指示であるといって、強姦については糾明せずに被害者宅の財持を略奪したのは道理に合わないということ、略奪に関与した四人の官人が失物を弁済すること、残りの官人はこれより至孝の追捕に向かうこと、の三点である。道長の裁定は極めて中立的である。

続いて二十八日。ここでは、至孝追捕に手間取る檢非違使に対する叱責と、檢非違使を統括する別当実成が意図的に捜索の手を緩めているのではないかとする道長の疑義が記されている。

二十八日、辛未、（中略）今朝使官人等参入、令申云、昨日依臨昏黒、不能搜檢宅々、今晚先罷向至孝母宅、只有下女、申母及至孝等在内大臣廄者、但至孝宅無人之内、依別当家近々、不搜檢者、攝政曰昨日不臨夜而不搜檢、又雖別当家近々、何不搜檢、若是別當氣色歟、但在内大臣廄之由、在至孝母從女申詞記、内大臣家事、別當不可不知、触別當可聞彼詞者、事太多々、不能委記。

二十八日、辛未、（中略）次參左府御宿所、檢非違使等參、令頭中將進問至孝宅人日記、之由稱申云々内府仰云、夜部早不申事由如何者、使等申云、臨夜之中、相分兩宅令追捕之間、自延引也者、仰云、所陳頗無理、但至孝籠内大臣家之由云、早触別當、可隨彼申事者、（『小右記』長和五年五月）別當実成が能信との縁で捜査に手心を加えていることは、既に触れたが、ここでもあれこれと理由をつけて捜査の遅滞を図っている。夜間を理由に捜索の中止を決めた檢非違使に対して道長は「昨日不臨夜而不搜檢」、「夜部不申其由、甚無便」などの不満を口にしており、一方の責任者である実成に対しても、至孝宅の探索を怠つたり、公季が閑院の廄に至孝及びその母を匿つてることを知らないわけがないとして、これらの遅滞を「若是別當

「氣色歟」と訝っている。能信・至孝側に偏つてていく捜査を道長が懸命に修正しているように見える。しかし、翌二十九日には次のようにある。

二十九日、壬申、賜重親三位中將從者令勘問、申不知由、仍令免。

当初からこれが狙いであつたとすれば、道長の所作は誠にあつぱれという他ない。これについて『小右記』『左經記』の二書は一言も述べていない。

注

(1)

本文は「大日本古記録本」の『御堂閑白記』を用い、旧字は新字に、誤りと思われる部分は、古記録本の傍注に従つて改めた。なお、筆者の見解を明確にする意味で引用部に関する訓説を以下に掲げておく。

廿五日、戊辰。小南に渡る。左中弁官奏す。右大臣參入す。位様の文を申す。又、賑給使を定む。右三位中將云く、「故右京進致行の妾家に大学助至孝行く。件は女宅に入る。済政宅より人來りて『件は至孝を打つ』と云ふ。仍て又、家より人を遣はすに、件の男祓へられて死去す」と云々。奇しむ間一両上達部相ひ示して云く、「この南の陣の下に、死者のごとく地に臥す者あり。驚きて左尉宗相を以て問はしむ。日記を持ち来たる。右府の牛童、忠職の牛飼を打つてへり。

廿六日、己巳。三位中将来たりて、昨日の女宅の濫行の事、無実の由を申す。仍て逐ひ立て了ぬ。又其の下人あるを捕へ候ぜしむ。夜に入りて、觀峯法師申さしむ、「件の致行妾は觀峯の縁とする所の者なり。而るに、檢違使のために召し籠めらる」とへり。宗相を召し問ふ。申して云く、「件の女宅の事、別当の仰に依るなり。申す事、已に日記したぬ。女事に至りてはすなはち知らず」とへり。「但し日記の後、件の宅を刀祢等に仰せて守護せしむ。件の刀祢、來たり申して云く、「件の宅は三位中將の者数多來たる」と」と云々。仍て宗相・宣明等をして件の女を尋ねしむ。還り来たり申して云く、「件は近衛御門、觀峯宅に在り。但し、彼の本宅一物なく損亡す」とへり。

(2)

長和五年部分に道長自筆本ではなく、「大日本古記録本」は陽明文庫所蔵の古写本を底本としている。

(3)

『御堂閑白記』長和五年五月二十二日～二十六日条は、平成十三年八月十七日、古代学講座『御堂閑白記』講読会（講師、元東京大学教授山中裕先生、於思文閲会館）において筆者が口頭発表したものであり、その成果の一部は「古代文化」に発表されるが、紙幅の制限があり十分に意を尽くせなかつた。ここで、改めて取り上げる所以である。

(4)

「陽明」についての用例は寛弘元年二月二十六日、十一月二十三日、同八年八月十六日、寛仁二年三月七日、十月二十六日、「陽明門」については長保元年三月二十日、寛弘元年三月二十日、九月九日、同八年九月五日、長和四年閏六月十七日、同五年十一月一日、寛仁三年十一月二十八日、同三年一月一日、「陽明大路」については長和五年一月二十九日の例がある。従つて、「近衛御門」と記される時に、「陽明門」「陽明大路」をさす例は極めて稀であると言える。

(5)

閑院については太田静六氏『寝殿造の研究』（昭和六十二年、吉川弘文館刊）に詳しい。

(6)

『尊卑分脈』には「中宮大夫能実室」となつてゐるが、『大鏡』『大鏡裏書』の説くように「能信室」とするのが正しいであろう。『小右記』（雖附属能信卿、相共住可宜）万寿四年八月十日）に引用された世評も同居を是としている。孫娘（能信室）もしくは孫娘（公成女、能信養女、茂子）の縁で閑院は能信に譲渡されたと見るべきであろう。

横野廣造氏編『平安人名辞典』（一九九三年、高科書店刊）によれば、実成娘と顯基の結婚は寛仁三年七月三日とされる（「藤原実成女」項）。

『御堂閑白記』における裏書の竄入について

（『御堂閑白記』長和五年五月）

(8)

(9)

(10)

(11)

角田文衛総監修『平安京提要』(平成六年、古代学協会・古代学研究所刊)第二部第一章

『權記』長保二年七月二十五、二十六日、二十八日、八月二十四日、長保三年七月十六日、十七日、十九日に事件の詳細がある。

(10) 講読会の席上、當時僧侶は宮城内に正式な住居を持つことはできず「車宿り」と称して家を持つ者がいたということ(福嶋昭治先生)、又道長に召問された検非違使・宗相の返答「至女事便不知」の「女事」とは「情事」を指す場合があり、ここもその例かも知れない(横野廣造先生)とのご教示を賜った。御礼申し上げる。

(11) 『小右記』長元四年一月二十六日「又云、大和守頼親進日記内下手五位、可候之処如何、余申事由子閔白、可被定下歟、但五位者候左衛門府射場」